古賀市監査委員告示第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づき、令和８年７月２２日付けで提出された住民監査請求について監査を実施したので、同条第５項の規定により、別紙のとおり監査結果を公表する。

令和８年９月１７日

古賀市監査委員　　大西　宗

古賀市監査委員　　結城　弘明

古賀市監査委員之印

８古監発第７４号
令和８年９月１７日

請求人　様

古賀市監査委員　大西　宗
古賀市監査委員　結城　弘明

古賀市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和８年７月２２日付けで提出された古賀市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、地方自治法（以下「法」という。）第２４２条第５項に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第１　請求の受理

１　請求の内容等

⑴　請求書の提出日

令和８年７月２２日

⑵　請求人

住所　略

氏名　略

⑶　請求の概要

措置請求書によれば、本件措置請求の概要は次のとおりである。

古賀市（以下「市」という。）は、株式会社ＳＡＬＴ（旧：株式会社スマートデザインアソシエーション）との間で古賀市インキュベーション促進委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結し、快生館の運営等を委託していた。株式会社ＳＡＬＴは、令和７年度は覚書に基づき、快生館の運営により得られた利用料収入の２分の１を受け取った。

しかし、快生館の運営に係る人件費その他経費を古賀市が負担していることからすれば、株式会社ＳＡＬＴに利益の２分の１を帰属させることは不合理であって、覚書の締結及び覚書を前提とした委託料の支出は不当である。これにより、市に

９，４８９，７００円の損害が生じたため、覚書の契約者である古賀市長及びその決裁を行った古賀市副市長に対し、同額を補填するよう求める。

⑷　事実証明書

・古賀市情報公開条例に基づき開示された覚書等の写し

・利用料収入に関する補足資料

・契約相手方である株式会社ＳＡＬＴに関する補足資料

２　請求の要件審査

措置請求書は、法第２４２条第１項が規定する要件を具備しているものと認め、令和８年７月２２日付けで受理した。

第２　監査の実施

１　請求人の陳述

法第２４２条第７項に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人から、証拠の追加提出及び陳述を行わない旨の申出があったため、陳述は実施しなかった。

２　監査の対象事項

請求人の主張及び求める措置の内容を踏まえ、次の事項を監査の対象とした。

⑴　令和８年１月２８日に株式会社ＳＡＬＴとの間で締結した覚書（以下「本件覚書」という。）に違法又は不当な点があるか。

⑵　本件覚書に基づいて算定され、令和８年５月２８日に支払われた令和７年度委託料の第２回支払額９，４８９，７００円に違法又は不当な点があるか。

３　監査の手続

措置請求書の監査の手続について、監査対象部局を総務部経営戦略課とし、弁明書及び関係書類の提出を求め、これらを確認した。

第３　事実確認について

１　本件委託契約

市と株式会社ＳＡＬＴは、令和３年９月１日、契約期間を同日から令和８年３月３１日までとする本件委託契約を締結した。

本件委託契約に係る仕様書の「１０　委託料、⑵　委託料の計算方法、②　令和５年度以降分」には、下記のとおり定められているが、施設使用料の具体的な範囲及び算定方法は定められていなかった。

記

委託料の額は、各年度の契約額から受託者が利用者から収納すべき施設使用料の額を控除した額とし、委託料の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

以上

また、本件委託契約書第２４条は、契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて市と株式会社ＳＡＬＴが協議して定めるものとしている。

市と株式会社ＳＡＬＴは、令和５年度、令和６年度にも委託料の算定に関する覚書を締結しており、令和８年１月２８日、本件覚書を締結した。

２　快生館の運営状況

快生館の来館者数は、令和３年度４６０人から令和７年度５，０１０人に増加し、入居事業者数は、令和３年度４社から令和７年度２１社に増加した。

当初は、コミュニティマネージャー２名が交代で勤務し、原則として常時１名を配置する体制で運営されていた。その後、来館者、入居事業者、視察、イベント等への対応のため、令和５年度以降は、コミュニティマネージャーを常時２名配置する体制に変更された。

３　本件覚書の内容

本件覚書第１条は、令和７年度の快生館の運営に係る収入から同年度の支出を控除した利益を、市及び株式会社ＳＡＬＴにそれぞれ２分の１の割合で帰属させ、市に帰属する利益を仕様書に規定する施設使用料とみなすものとしている。本件覚書の対象となる収入及び支出には、本件委託事業に伴う収入及び支出だけでなく、株式会社ＳＡＬＴが快生館において独自に行う事業の収入及び支出も含まれている。

また、本件覚書別紙は、人件費の１日当たりの単価を、次のとおり定めている。

- コミュニティマネージャー　２０，０００円
- 事業運営（拠点）ディレクター　４１，０００円
- 事業統括　４６，０００円

４　令和７年度の委託料の算定及び支払

関係書類によれば、本件覚書に基づく委託料の算定内容は、次のとおりである。

①　委託料支払限度額を含む計算上の収入
　３９，８０９，７８１円（消費税込み）

②　同年度の支出
　３３，０７２，４９８円（消費税込み）

③　計算上の利益（①－②）
　６，７３７，２８３円（消費税込み）

④　消費税相当額を調整した利益（③÷１．１）
　６，１２４，８０２円（消費税抜き）

⑤　市及び株式会社ＳＡＬＴにそれぞれ２分の１の割合で帰属する金額（④÷２）
　各３，０６２，４０１円（消費税抜き）

⑥　市が快生館を使用したことにより生じた施設使用料
　９０，０００円（消費税抜き）

⑦　委託料支払限度額

２３，２００，０００円（消費税抜き）

⑧　市に帰属する利益の額から施設使用料を控除した額（⑤－⑥）

２，９７２，４０１円（消費税抜き）

⑨　千円未満を切り捨てる前の委託料の額（⑦－⑧）

２０，２２７，５９９円（消費税抜き）

⑩　⑨について千円未満を切り捨てた委託料の額

２０，２２７，０００円（消費税抜き）

⑪　最終的な委託料（上記金額に消費税相当額を加えた額）（⑩×１．１）

２２，２４９，７００円

令和７年度委託料については、令和７年６月１８日に第１回支払（前金払）として１２，７６０，０００円が支払われた。その後、本件覚書に基づく算定結果を踏まえ、令和８年３月３１日、支出負担行為の額を２５，５２０，０００円から２２，２４９，７００円に減額する変更が行われた。令和８年５月２８日、最終的な委託料２２，２４９，７００円から第１回支払額１２，７６０，０００円を控除した９，４８９，７００円が、第２回支払として株式会社ＳＡＬＴに支払われた。

第４　監査委員の判断

１　本件覚書の締結について

⑴　本件覚書によって委託料の算定方法を定めたことについて

本件委託契約に係る仕様書では、令和５年度以降の委託料について、契約額から施設使用料を控除した額とする旨が定められているが、施設使用料の具体的な算定方法は定められていない。

また、本件委託契約書第２４条は、契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、市と株式会社ＳＡＬＴが協議して定めるものとしている。

したがって、市と株式会社ＳＡＬＴが覚書により委託料の算定方法を定めること自体が、本件委託契約に反するとは認められない。

⑵　株式会社ＳＡＬＴに２分の１の利益を帰属させたことについて

本件覚書は、快生館の運営に係る収入から支出を控除した利益を、市と株式会社ＳＡＬＴに２分の１ずつ帰属させるものとしている。

しかし、２分の１という割合を決定した具体的な根拠及び協議の経過を示す資料を提出資料では確認できなかった。また、本件監査においても、２分の１という割合の合理性及びその具体的な根拠を客観的に確認することはできなかった。

もっとも、割合を決定した根拠等を記録した資料が存在しないことと、本件覚書の内容自体が違法又は不当であることとは、直ちに同一のものではない。このため、本件覚書の内容及びその適用結果について、さらに検討する。

本件覚書は、施設使用料収入の全部又は一定割合を株式会社ＳＡＬＴにそのまま帰属させるものではなく、快生館の運営に係る収入から支出を控除した利益を市と株式会社ＳＡＬＴに等しく帰属させ、市に帰属する利益を委託料の算定に反映させる仕組みである。令和７年度については、消費税相当額を調整した利益６，１２４，８０２円のうち、市及び株式会社ＳＡＬＴにそれぞれ３，０６２，４０１円が帰属するものとされ、その算定結果を踏まえ、最終的な委託料は、当初の支払限度額２５，５２０，０００円から３，２７０，３００円減額されている。また、関係書類上、株式会社ＳＡＬＴは本件委託契約に定める業務を履行しており、来館者、入居事業者、視察及びイベント等への対応を行っていることが認められる。

これらの事情を踏まえると、２分の１という割合の合理性を積極的に裏付ける資料は確認できなかったものの、本件監査において確認した資料からは、株式会社ＳＡＬＴに帰属することとされた３，０６２，４０１円が不合理に過大であることや、その帰属により市に同額の損害が生じたことを認めるに足りる具体的な事実も確認できなかった。

したがって、本件監査において確認した資料の範囲では、利益を２分の１ずつ帰属させることとした本件覚書の内容が、違法又は不当であると認めることはできない。

⑶　小括

以上によれば、本件覚書の締結について、違法又は不当であると認めることはできない。

２　第２回の支払について

令和８年５月２８日に行われた第２回支払の額９，４８９，７００円は、本件覚書に基づいて算定された最終的な委託料２２，２４９，７００円から、第１回支払額１２，７６０，０００円を控除した残額であり、株式会社ＳＡＬＴに帰属した利益の額ではない。

関係書類を確認したところ、第２回支払額は本件覚書に定める方法に従って算定され、支出負担行為の変更及び支出命令を経て支払われていることが認められた。

また、株式会社ＳＡＬＴが本件委託契約に定める業務を履行していないことや、第２回支払額の全部が支払義務のないものであったことを示す事実は、提出された資料からは認められなかった。

したがって、第２回支払について違法又は不当な点があるとは認められず、市に９，４８９，７００円の損害が生じたとも認められない。

３　結論

以上のとおり、本件覚書の締結及び令和８年５月２８日に行われた令和７年度委託料の第２回支払について、違法又は不当な点があるとは認められず、市に９，４８９，７００円の損害が生じたとも認められない。

よって、本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

以上